

(適格請求書発行事業者)

事業環境変化対応型支援事業 制度導入・経理実務セミナー

**登録申請  
受付中**



**課税事業者**も**免税事業者**も取引に関わる  
重要な内容が含んでいるため正しい知識が必須!!

令和4年1月施行「改正・電子帳簿保存法」解説入り

# インボイス制度 概要と経理処理の実務



課税事業者になった方がいいのかな?

来年10月からのインボイス制度(適格請求書保存方式)導入に向けて、令和3年10月より適格請求書発行事業者の登録受付が始まっています。インボイス制度は、請求書の記載項目の見直しなどが必須で、今から準備が必要です。また、インボイス制度の導入後は、免税事業者は消費税を請求できなくなり経営に影響するため、制度を正しく理解することが大切です。そこで本講座では、インボイス制度の概要と経理処理、登録申請方法と令和4年1月施行の「電子帳簿保存法」のポイントについて解説いたします。

講師

山崎税務会計事務所 代表 山崎 健氏

税理士、行政書士、AFP、労務管理士  
宅地建物取引主任士

1966年生まれ。東京会計専門学校税理士学科卒業。会計事務所勤務を経て、1995年藤間公認会計士税理士事務所(現・税理士法人TOMA)に入社。税務・会計・経営・相続等の指導と共に、セミナー講師として活躍。2011年独立。企業経営をサポートする業務の傍ら、商工団体等のセミナー講師として活躍中。



内容

- ◆消費税の仕組みと軽減税率制度について
- ◆現行の区分記載請求書等保存方式  
令和5年9月末までの必要記載事項について
- ◆適格請求書等保存方式(インボイス制度)  
制度の概要と対応について
- ◆適格請求書の記載事項と留意点  
現行の記載事項との相違点
- ◆売り手・買い手の留意点
- ◆税額の計算方法
- ◆適格請求書の発行に伴う登録申請
- ◆免税業者の対応について  
登録し課税事業者を選択するのか否かについて
- ◆令和4年施行 改正電子帳簿保存法について

日時 令和4年9月28日(水)

14:00~16:00

会場 日光商工会議所 日光事務所

(日光市宝殿66-1)

定員 20名

申込 9月22日(木)までにお申込みください。

TEL▶0288-50-1171

FAX▶0288-50-1172

主催 日光商工会議所 中小企業相談所

共催 (公社)鹿沼日光法人会日光支部日光ブロック

**受講無料**

●コロナウイルス感染拡大防止対策を実施の上、開催します。●受講者はセミナー中もマスクの着用をお願いいたします。

\* FAXは切り取らずに送信してください。

申込: 月 日

(9/28)「インボイス制度 概要と経理処理の実務」受講申込書

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
受講者名			

※ご記入いただいた個人情報は、本講座運営以外の目的で使用することはありません。